

リスク評価の結果に基づく施策の実施状況調査シート

評価品目名	クロチアニジン										
評価品目の分類	農薬										
用途	殺虫剤										
評価要請機関	厚生労働省										
評価要請日等	平成20年1月11日付け厚生労働省発食安第0111003号										
評価要請の根拠規定	食品安全基本法第24条第1項第1号										
評価目的	農薬の食品中の残留基準を設定するに当たっての食品健康影響評価										
評価目的の具体的内容	－										
評価結果の概要	クロチアニジンの一日摂取許容量（ADI）を0.097mg/kg体重/日と設定する。 （平成20年2月28日府食第218号）										
関係行政機関における施策の実施状況											
施策の検討経過	平成20年12月25日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会において審議 平成21年5月29日 薬事・食品衛生審議会から厚生労働大臣に答申										
施策の概要等	平成21年7月2日 食品規格に関する告示を公布 公布日より適用。 （施策の概要） 食品衛生法第11条に基づき、食品、添加物等の規格基準を改正し、別表のとおり残留基準を設定 【リスク評価結果との関係】 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において、「国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（理論最大1日摂取量（TMDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI / ADI(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民平均</td> <td>17.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>33.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>15.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>18.2</td> </tr> </tbody> </table> 」（報告書抜粋）とされている。		TMDI / ADI(%)	国民平均	17.8	幼小児（1～6歳）	33.9	妊婦	15.0	高齢者（65歳以上）	18.2
	TMDI / ADI(%)										
国民平均	17.8										
幼小児（1～6歳）	33.9										
妊婦	15.0										
高齢者（65歳以上）	18.2										
施策の実効性確保措置	平成21年7月2日、告示の改正について、都道府県、保健所設置市、特別区、検疫所、地方厚生局に対して通知し、周知するとともに監視指導を要請										
その他特記事項											

(継続 19下)

クロチアニジン(殺虫剤)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後) ppm	現行基準 (改正前) ppm
米(玄米をいう。)	○ 0.7	0.7
小麦	○ 0.02	0.02
大麦	○ 0.1	0.02
ライ麦	○ 0.02	0.02
とうもろこし	○ 0.02	0.02
そば	○ 0.02	0.02
その他の穀類 ⁴	○ 0.02	0.02
大豆	○ 0.1	0.1
小豆類(いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。)	○ 0.3	0.3
えんどう	○ 0.3	0.3
そら豆	○ 0.3	0.3
らつかせい	○ 0.02	0.02
その他の豆類 ⁵	○ 0.3	0.3
ばれいしよ	○ 0.25	0.25
さといも類(やつがしらを含む。)	○ 0.05	0.05
かんしよ	○ 0.1	0.1
やまいも(長いもをいう。)	○ 0.02	0.02
こんにやくいも	○ 0.05	0.02
その他のいも類 ⁶	○ 0.02	0.02
てんさい	○ 0.1	0.1
さとうきび	○ 0.02	0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。以下同じ。)	○ 0.1	0.1
だいこん類の葉	○ 5	5
かぶ類の根	○ 0.02	0.02
かぶ類の葉	○ 0.02	0.02
西洋わさび	○ 0.02	0.02
クレソン	○ 0.2	0.02
はくさい	○ 0.3	0.1
キャベツ	○ 0.7	0.7
芽キャベツ	○ 0.3	0.02
ケール	○ 1	0.02
こまつな	○ 1	0.5
きょうな	○ 5	5
チンゲンサイ	○ 5	5
カリフラワー	○ 0.3	0.02
ブロッコリー	○ 1	1
その他のあぶらな科野菜 ⁷	○ 5	5
ごぼう	○ 0.02	0.02
サルシフィー	○ 0.02	0.02
アーティチョーク	○ 2	2
チコリ	○ 2	2
エンダイブ	○ 2	2
しゅんぎく	○ 0.2	0.02
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	○ 20	20
その他のきく科野菜 ⁸	○ 2	2

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
たまねぎ	○ 0.02	0.02
ねぎ(リーキを含む。)	○ 0.7	0.7
にんにく	○ 0.02	0.02
にら	○ 15	15
アスパラガス	○ 0.7	0.7
わけぎ	○ 2	2
その他のゆり科野菜 ⁹	○ 2	2
にんじん	○ 0.02	0.02
パースニップ	○ 0.02	0.02
パセリ	○ 2	2
セロリ	○ 5	5
みつば	○ 0.02	0.02
その他のせり科野菜 ¹⁰	○ 2	2
トマト	○ 3	3
ピーマン	○ 3	3
なす	○ 1	1
その他のなす科野菜 ¹¹	○ 1	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	○ 2	2
かぼちや(スカッシュを含む。)	○ 0.4	0.4
しろうり	○ 0.05	0.02
すいか	○ 0.2	0.2
メロン類果実	○ 0.3	0.3
まくわうり	○ 0.05	0.02
その他のうり科野菜 ¹²	○ 2	2
ほうれんそう	○ 3	0.02
たけのこ	○ 2	2
オクラ	○ 1	1
しょうが	○ 0.02	0.02
未成熟えんどう	○ 0.02	0.02
未成熟いんげん	○ 0.5	0.5
えだまめ	○ 2	2
マッシュルーム	○ 0.02	0.02
しいたけ	○ 0.02	0.02
その他のきのこ類 ¹³	○ 0.02	0.02
その他の野菜 ¹⁴	○ 2	2
みかん	○ 1	1
なつみかんの果実全体	○ 2	2
レモン	○ 2	2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	○ 2	2
グレープフルーツ	○ 2	2
ライム	○ 2	2
その他のかんきつ類果実 ¹⁵	○ 2	2
りんご	○ 1	1
日本なし	○ 1	1
西洋なし	○ 1	1
マルメロ	○ 1	1
びわ	○ 1	1

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹	現行基準
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
もも	○ 0.7	0.7
ネクタリン	○ 2	2
あんず(アプリコットを含む。)	○ 3	3
すもも(プルーンを含む。)	○ 0.3	0.3
うめ	○ 3	3
おうとう(チェリーを含む。)	○ 5	5
いちご	○ 0.7	0.7
ラズベリー	○ 0.2	0.02
ブラックベリー	○ 0.2	0.02
ブルーベリー	○ 0.2	0.1
クランベリー	○ 0.02	0.02
ハックルベリー	○ 0.2	0.1
その他のベリー類果実 ¹⁶	○ 0.2	0.1
ぶどう	○ 5	5
かき	○ 0.5	0.5
バナナ	○ 1	1
キウイ	○ 0.02	0.02
パパイヤ	○ 1	1
アボカド	○ 0.02	0.02
パイナップル	○ 0.02	0.02
グアバ	○ 1	1
マンゴー	○ 1	1
パッションフルーツ	○ 1	1
なつめやし	○ 0.02	0.02
その他の果実 ¹⁷	○ 4	4
ひまわりの種子	○ 0.02	0.02
ごまの種子	○ 0.02	0.02
べにばなの種子	○ 0.02	0.02
綿実	○ 0.1	0.02
なたね	○ 0.01	0.01
その他のオイルシード ¹⁸	○ 0.02	0.02
ぎんなん	○ 0.02	0.02
くり	○ 0.02	0.02
ペカン	○ 0.02	0.02
アーモンド	○ 0.02	0.02
くるみ	○ 0.02	0.02
その他のナッツ類 ¹⁹	○ 0.02	0.02
茶	○ 50	50
コーヒー豆	○ 0.05	0.04
カカオ豆	○ 0.02	0.02
ホップ	○ 0.1	0.02
みかんの果皮	○ 10	10
その他のスパイス ²⁰ (みかんの果皮を除く。)	○ 4	4
スペアミント	○ 0.3	0.3
ペパーミント	○ 0.3	0.3
その他のハーブ ²¹ (スペアミント及びペパーミントを除く。)	○ 5	5

クロチアニジン(つづき)

食品名	残留基準値 ¹ (改正後)	現行基準 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	○ 0.02	0.02
豚の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ²² の筋肉	○ 0.02	0.02
牛の脂肪	○ 0.02	0.02
豚の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.02	0.02
牛の肝臓	○ 0.02	0.02
豚の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	0.02
牛の腎臓	○ 0.02	0.02
豚の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.02	0.02
牛の食用部分	○ 0.02	0.02
豚の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	0.02
乳	○ 0.01	0.01
鶏の筋肉	○ 0.02	0.02
その他の家きん ²³ の筋肉	○ 0.02	0.02
鶏の脂肪	○ 0.02	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	0.02
鶏の肝臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの肝臓	○ 0.02	0.02
鶏の腎臓	○ 0.02	0.02
その他の家きんの腎臓	○ 0.02	0.02
鶏の食用部分	○ 0.02	0.02
その他の家きんの食用部分	○ 0.02	0.02
鶏の卵	○ 0.02	0.02
その他の家きんの卵	○ 0.02	0.02

4. 「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

5. 「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

6. 「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

7. 「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワーブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

8. 「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

9. 「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
10. 「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
11. 「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
12. 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
13. 「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
14. 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
15. 「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
16. 「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハuckleベリー以外のものをいう。
17. 「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
18. 「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
19. 「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
20. 「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
21. 「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
22. 「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
23. 「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。